

建設工事の入札に係る最低制限価格の見直しについて

養父市では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式の改正等を踏まえ、最低制限価格の算定式及び単位止めを下記のとおり見直します。

1 目的

公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図ることを目的とします。

2 公表内容

建設工事の入札における最低制限価格の見直し、公表を行います。

対象工事は、予定価格 130 万円以上の建設工事です。

(平成 26 年 4 月 1 日時点)

見直し前	見直し後
<p>1 予定価格算出の基礎となった 直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × <u>0.7</u> + 一般管理費 × <u>0.3</u> ただし、上記の算出額が予定価格算出の基礎となった価格の ・ <u>0.85</u> を超える場合は、<u>0.85</u> とする。 ・ <u>2/3</u> に満たない場合は、<u>2/3</u> とする。</p> <p>2 特別なものは、予定価格算出の基礎となった価格の <u>2/3</u> から <u>0.85</u> の範囲内</p> <p>上記により算出された価格について、実施設計額(税込)が 30,000 千円未満の場合は万円単位未満切捨 <u>30,000 千円以上</u>の場合は10万円単位未満切捨とします。</p> <p>なお、平成 23 年 8 月 1 日以降に入札を執行する建設工事から、<u>予定価格同様公表対象とします。</u></p>	<p>1 予定価格算出の基礎となった 直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × <u>0.8</u> + 一般管理費 × <u>0.55</u> ただし、上記の算出額が予定価格算出の基礎となった価格の ・ <u>0.90</u> を超える場合は、<u>0.90</u> とする。 ・ <u>0.70</u> に満たない場合は、<u>0.70</u> とする。</p> <p>2 特別なものは、予定価格算出の基礎となった価格の <u>0.70</u> から <u>0.90</u> の範囲内</p> <p>上記により算出された価格について、実施設計額(税込)が 30,000 千円未満の場合は万円単位未満切捨 <u>30,000 千円以上 100,000 千円未満の場合は 10 万円単位未満切捨</u> <u>100,000 千円以上</u>の場合は <u>100 万円単位未満切捨とします。</u></p> <p><u>平成 26 年 4 月 1 日以降</u>に入札執行を行うものから実施します。</p>

3 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日以降に入札執行を行うものから実施します。